

「車いすマーク 簡単に売るな」の投稿記事を目にして

10/23朝日新聞「声」欄に、ホームセンターに勤務する方の「車いすマーク 簡単に売るな」の投稿記事（2Pに貼付：参照）があった。

購入する1人や2人ではない若者に用途を聞くと、「これ張っとくと、駐車場、楽じゃん」との返事とか。

誰でもが購入できる「量販店等で販売すること自体がおかしいのではないか。マークの入手には厳格な手続きが必要ではないか。」、また、障害者差別禁止法を制定している国々にみられるように、「障害者用駐車場の不正使用にも罰金、減点の罰則を設けてはどうか。」というのが投稿主旨のよう。

まず、購入手続きについては、身体障害者手帳の提示や障害者等の支援事業所はその証明するもので購入する手続きは必要かなとは思いますが、「厳密」な手続きが必要とは思わない。

というのは、障害者専用駐車場の活用は、退院間もない人とか、高齢者や妊婦も活用していいように思う。そうした方々には、主治医等の意見書等で期間限定（延長可）の貸し出すような制度もあっていいような気がする。

また、施設等のバリアフリー化の国際シンボルマークとして使用されている側面もあり、「厳密」な手続きはいかがなものか。

一方、罰則云々の問題は、量販店等の駐車場は公道でないだけに、根拠となる法整備がされていない今の日本では、罰則規定はかなり難しい問題だろうなあとと思う。

つまり、日本には身体、知的、精神の三障害種関連法は30に及ぶようだが、いずれにも「障害者の権利を守る」という記載はないとか。

差別には2つの側面があり、不利益な扱いをすることと、合理的な配慮に欠けることであると思う。障害者用駐車場の不正利用は、後者に類するものと思われる。

故に、罰則云々は「障害者差別禁止法」のような法整備を待つしかなさそうに思う。

「障害者差別禁止法」は、「障害者側の権利主張だけを認めるもので、障害者貴族を産むだけでないか」と、声高ではないがそうした意見も耳にすることがある。

全ての人が周りの方々を思い遣る社会であれば、何も「障害者差別禁止法」などは必要ないのだが、現実はいかに。

投稿の事例のような「合理的な配慮に欠けること」や、人の一属性に過ぎない障害を理由に「不利益な扱い」をする社会であるが故に、法整備が必要なことも理解しておくべきと思うのだが……。

みなさんのご意見をお聞かせください。

（2005年10月25日 記）

刊「私の視点」に賛成です。欧米やオセアニア、アジアの国々では、許可証なしの不正使用の場合、罰金や減点の罰則があります。

「私の視点」に「車いすマーク」とありますが、正式には「国際シンボルマーク」といいます。すべての障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。外見では障害がわからない内部障害者も対象に含まれるので、マークが掲示された駐車場を車いす専用という案もありますが、賛同できません。

私はホームセンターで働いていますが、「車いすマークが欲しい」という若者に用途を聞くと「これ張つとくと、駐車場、楽じゃん」との返事。言語道断です。個人の車にこのマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなど法的効力は生じません。

日本のように、スーパーや量販店、ホームセンターで、国際シンボルマークが販売されていること自体がおかしいと思います。

内部障害者と不正利用者を明確に分けるためにも、マークの入手には厳格な手続きが必要だと思います。同時に障害者用駐車場の不正利用にも罰則を設けるべきだと痛感します。

車いすマーク

簡単に売るな

パート 伊坂 八重子

(さいたま市見沼区 36歳)

障害者用駐車場の「不正

利用に罰則設けよ」(19日朝